

関係者各位

## お 知 ら せ

### バター及びイヌリンに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第1の6の11及び20の項に掲げる物品（バター及びイヌリン）については、本年度の初日から11月末日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、輸入数量に基づく特別緊急関税の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったため、同法第7条の3第1項の規定に基づき、翌年1月1日から3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門へ照会願います。

### 記

#### 1. 対象物品及び税率

対象品目	品目コード	発動内容
バター	0405.10-129	関税率
	0405.20-090	29.8%+985円/kg → 39.7%+1,313.33円/kg
	0405.90-190	※ 調整金を含む
	0405.10-229	関税率
0405.90-229	29.8%+1,159円/kg → 39.7%+1,545.33円/kg	
イヌリン	1108.20-090	関税率
		119円/kg → 158.67円/kg

#### 2. 除外となるもの

関税暫定措置法第7条の3第2項各号に該当するもの

#### 3. その他

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターHP中のNACCS掲示板をご確認ください。

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門  
電話番号：078-333-3086